

法人ニュース

しにいとん

■発行日/平成25年7月31日 ■発行/(公社)糸魚川法人会総務委員会/新潟県糸魚川市寺町2-8-16 TEL.025-550-4011



第66号

平成25年7月31日

シリーズ 地域のしおり

「日本海クラシックカーレビュー」

一九九二年、(社)糸魚川青年会議所の創立二十五周年記念事業の一つとして開催されました。この後、継続を望む声を受けて、今年で二十二回目を迎えます。

このレビューは、今や日本有数のクラシックカーイベントとして全国に知られたり、北は北海道や東北、南は九州や四国からエントリーがあり、会場の糸魚川フォッサマグナミュージアム広場には二百台ものクラシックカーが所狭しと並びます。

午前中には、五十台の車によるシーサイドランが行われ、午後からは、県警音楽隊を先頭に、交通安全市内パレードが行われます。

また、有名モータージャーナリストが審査にあたるコンクールデレガンスも行われ、その年のグランプリが決まります。今年の開催日は、九月八日(日)です。

お問い合わせ

糸魚川市観光協会糸魚川支部
TEL 025-552-1174 2

写真提供/小島敬春様



就任のごあいさつ

会長 鈴木秀城

紙幣の品格

先日、市内の銀行の親睦旅行で奈良に行きました。奈良は、中学校の修学旅行以来、実に四十年ぶりでした。年をとったから解るのかもしれませんが、とても味わい深く、特に法隆寺には感動しました。一四〇〇年程前にあれだけの建造物を作り、そして守り続けたこの国の文化に、この国に生まれ日本人で良かったと思えました。その法隆寺は、日本仏教興隆の祖である聖徳太子が創建したと伝えられる寺院です。

ここ二十年ばかり、閉塞感の漂う経済環境から抜け出せないでいます。そのちよつと前に、日本の最高紙幣の顔が、聖徳太子から福沢諭吉に変わりました。福沢諭吉が我が国を代表する教育者であることは、誰もが認めることだと思えます。しかし、一国の最高紙幣の顔としての格は聖徳太子に軍配が上がると思えます。

位を授かっていました。その時代にあつて、対等の立場で国書を出したのです。日本の心意気を伝えました。ああ痛快。

日本は、素晴らしい伝統や文化、神話のある国です。文化や歴史や平和への想いで、世界の尊敬、評価を得ることのできるような国に立ち戻り、地方の経済が立ち直るためには、そろそろ聖徳太子の一万円札への再登場を待ち望んでいます。

税金に使われる紙幣について、とりとめもなく愚案を書きました。こんな私がこの度、糸魚川法人会の会長をお受けし、身の程知らずを今なお後悔しておりますが、選任されたからには与えられた任期を誠心誠意、努めて参りたいと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

会長職、平野拓二氏から 鈴木秀城氏にバトンタッチ

五月二十九日、ヒスイ王国館において、通常総会が開催されました。

糸魚川税務署長鈴木秀也様をはじめ、糸魚川市企業支援室長大沢喜昭様、糸魚川地域振興局長岡村均様、ほか多数のご来賓のご臨席を賜る中、平成二十四年度事業報告・収支決算報告、また平成二十五年度事業計画案・収支予算案、公益社団法人設立登記ならびに社団法人解散登記報告・理事および



講師 小林保廣氏

び監事選任案等について審議され、いずれも満場一致で可決・承認されました。

その直後に開催された理事會において、新会長に鈴木秀城氏が選任されました。

総会后、二幸産業(株)代表取締役会長の小林保廣氏を講師に、「本気で望むなら」と題した一般公開講演會が開催されました。幼少期の夢を追い続け、大成するまでの小林保廣氏の講話に百二十名が耳を傾けました。

着任の

ごあいさつ



糸魚川税務署長

小林英彦

この度の人事異動により、糸魚川税務署長を拝命いたしました小林でございます。

私の出身地は柏崎市でございますが、新潟県内の税務署勤務は新潟署以来三年ぶり二回目となります。

糸魚川税務署勤務は初めてでございますが、時には翡翠色に変化する海の青さ、日本海に沈む夕日、大自然を感じる数々のジオサイト等、豊かな自然に抱かれたこの地に勤務できることを大変光栄に思っております。前任の鈴木署長同様よろしくお願いいたします。

公益社団法人糸魚川法人会の役員並びに会員の皆様方には、日頃から活発な法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり深いご理解と格別

なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、これまで様々な研修会・講演会等を多数開催するほか、租税教育活動、街頭広報等を積極的に展開されておられ、小学生を対象とした税に関する絵がきコンクールの展示も大変好評で、企業や地域社会の健全な発展に大きく寄与されていると伺っております。

さらにこの四月より公益社団化され、より一層公益性の高い活動が活発に行われることが期待されており、これは会の設立以来の活動の根幹を成す「税知識の普及や地域社会への貢献」等が高く評価されたものであり、鈴木会長をはじめとする歴代の会長と役員の皆様方の献身的なご尽力と会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

さて、我が国では、主要先進国でも類を見ない早さで少子、高齢化が進んでおり、年金、医療、介護など社会保障の給付は、今後とも大幅な増加が見込まれ、社会保障の安定財源の確保が重要な課題とされております。

このような中、ご承知のと

おり昨年八月に消費税法の一部が改正されました。

平成二十六年四月からは八%に、平成二十七年十月からは十%へと税率を段階的に引き上げることが予定されております。合わせて、六月五日には「消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」いわゆる消費税転嫁法も成立いたしました。

国の税収において、消費税が益々重要になってくるわけでありますが、この改正消費税に関する相談対応を、全庁的な重要課題として取り組んでおります。税務署といたしましては、相談窓口の設置などの整備体制を整えるとともに、広報、指導、研修といった施策を実施し、制度の円滑な定着に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政に対するより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人糸魚川法人会の益々のご発展と役員・会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

糸魚川税務署幹部職員等の定期異動

平成25年7月10日

①新幹部職員等

職名	氏名	前任地等
署長	小林 英彦	春日部税務署 副署長
総務課長	原 一郎	水戸税務署 個人課税部門 統括国税調査官
管理運営・徴収部門 統括国税徴収官	大矢 繁雄	留任
調査部門 統括国税調査官	萩原 晃	松本税務署 法人課税部門 統括国税調査官
法人会担当職員	松岡 圭吾	糸魚川税務署 調査部門 上席国税調査官

②転出者等

職名	氏名	転出先等
署長	鈴木 秀也	関東信越国税局 国税訟務官 主任訟務官
総務課長	山崎 義雄	朝霞税務署 特別国税調査官
調査部門 統括国税調査官	鬼山 吉春	小千谷税務署 個人課税部門 統括国税調査官
法人会担当職員	渡邊美和子	十日町税務署 法人課税部門 上席国税調査官

源泉所得税の納付はe-Taxが便利です!

e-Taxを源泉所得税の納付などの電子納税^(※)に限り利用される場合には、電子証明書の取得や登録は必要ありません!

(※)電子納税手続には、徴収高計算書の送信後、事前に届出した預貯金口座からワンクリックで納付できる「ダイレクト納付」と、インターネットバンキング等を利用する方法があります。



源泉所得税の納付は毎月のことだから、ネットから手続できると便利なんです。

- 納付すべき税額がない場合(納付税額0円)の徴収高計算書データについても送信することができます。
- 徴収高計算書データを送信しただけでは納付したことにならないため、法定納期限内に電子納税による納付手続を済ませる必要があります。

詳しくは

e-Taxホームページで www.e-tax.nta.go.jp

インターネット

検索

永年表彰

【全法連会長表彰状】



(株)アド・クリーク
歌川多喜司 様

【新潟県法連会長表彰状】



(名)富江商店
小坂 功 様

【新潟県法連会長感謝状】



(有)青海ガス水道公社
平野 拓二 様

【新潟県法連会長感謝状】



(株)山下
山下 建夫 様

平成24年度 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運益	2,944	2,800	144
受取会費	5,929,000	5,996,000	△ 67,000
事業収益	2,283,500	3,361,970	△ 1,078,470
受取補助金	6,165,123	6,594,900	△ 429,777
雑収益	274,060	261,058	13,002
経常収益計(A)	14,654,627	16,216,728	△ 1,562,101
(2)経常費用			
事業費	11,508,964	12,085,179	△ 576,215
管理費	3,163,247	3,281,474	△ 118,227
経常費用計(B)	14,672,211	15,366,653	△ 694,442
当期経常増減額(A-B)	△ 17,584	850,075	△ 867,659
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 17,584	850,075	△ 867,659
法人税、法人県民税、法人市民税	△ 20,000	70,000	△ 90,000
当期一般正味財産増減額	2,416	780,075	△ 777,659
一般正味財産期首残高	7,419,511	6,639,436	780,075
一般正味財産期末残高	7,421,927	7,419,511	2,416
II. 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	4,343,623	4,313,000	30,623
受取全法連助成金	4,343,623	4,313,000	30,623
一般正味財産への振替額	△ 4,343,623	△ 4,313,000	△ 30,623
一般正味財産への振替額	△ 4,343,623	△ 4,313,000	△ 30,623
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	7,421,927	7,419,511	2,416

平成25年度 収支予算書(損益計算ベース)

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	2,000	2,000	0
受取会費	5,950,000	6,000,000	△ 50,000
事業収益	1,984,000	2,134,000	△ 150,000
受取補助金等	5,782,600	6,087,000	△ 304,400
雑収益	181,000	181,000	0
経常収益計(A)	13,899,600	14,404,000	△ 504,400
(2)経常費用			
事業費	11,039,315	11,369,495	△ 330,180
管理費	2,914,835	3,154,505	△ 239,670
経常費用計(B)	13,954,150	14,524,000	△ 569,850
当期経常増減額(A-B)	△ 54,550	△ 120,000	65,450
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 54,550	△ 120,000	65,450
法人税、法人県民税、法人市民税	0	70,000	△ 70,000
当期一般正味財産増減額	△ 54,550	△ 190,000	135,450
一般正味財産期首残高	7,229,511	7,419,511	△ 190,000
一般正味財産期末残高	7,141,961	7,229,511	△ 87,550
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	4,244,800	4,266,000	△ 21,200
受取全法連助成金	4,244,800	4,266,000	△ 21,200
一般正味財産への振替額	△ 4,244,800	△ 4,266,000	21,200
一般正味財産への振替額	△ 4,244,800	△ 4,266,000	21,200
当期指定正味財産増減額	0	0	0
当期正味財産期末残高	0	0	0
当期正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	7,141,961	7,229,511	△ 87,550

(敬称略)

役員名簿

役職	氏名	法人名
会長	鈴木 秀城	(株)笠原建設
副会長	山下 建夫	(株)山下
副会長	中村 康司	能生運輸(株)
副会長	佐藤 元春	(株)三元化工機工業所
理事	猪又 初夫	(株)猪又鉄工所
理事	猪又 勝代	カネヨ運輸(株)
理事	野本 修蔵	(株)シンコーテック
理事	山崎 昭夫	(資)山本製材所
理事	山岸 美隆	(株)山岸呉服店
理事	後藤 幸洋	(株)後藤組

役職	氏名	法人名
理事	高鳥 睦	(株)高鳥組
理事	永江 善昭	(株)大和屋
理事	小坂 功	(名)富江商店
理事	歌川多喜司	(株)アド・クリーク
理事	倉又 等	(株)倉富鐵工所
理事	猪又 一義	カネヨ運輸(株)
理事	山澤 任子	(名)山澤商店
監事	加藤 輝守	(有)加藤会計社
監事	金子 靖	(株)かねこ

総務委員会 委員名簿

役職	氏名	法人名
委員長	猪又 初夫	(株)猪又鉄工所
副委員長	水島 達夫	水島電機産業(株)
委員	高村 晃	(株)高村工務所
委員	小田島修平	(株)小田島建設
委員	利根川 学	(有)利根川組
委員	岩崎笑美子	ヒスイの郷(株)

組織委員会 委員名簿

役職	氏名	法人名
委員長	後藤 幸洋	(株)後藤組
副委員長	山崎 昭夫	(資)山本製材所
委員	石井 一治	(株)玉屋
委員	月岡 浩徳	(有)月徳飯店
委員	猪又 一義	カネヨ運輸(株)
委員	山澤 任子	(名)山澤商店

事業委員会 委員名簿

役職	氏名	法人名
委員長	小坂 功	(名)富江商店
副委員長	高瀬 昌洋	(株)高瀬商会
委員	松木 秀樹	(株)北陸家具
委員	岡島 義英	糸魚川重機工業(株)
委員	内藤 正利	黒部川電力(株)
委員	永野 克裕	永野石油(株)
委員	山岸 英亨	(株)山岸組

税制・研修委員会 委員名簿

役職	氏名	法人名
委員長	歌川多喜司	(株)アド・クリーク
副委員長	古市 襄一	(株)タナベ
委員	渡辺 勝	(株)三愛旅行社
委員	五十嵐 豊	(株)五十嵐商店
委員	猪又 直登	(株)カネタ建設
委員	小野 正道	(株)丸田組
委員	笠原 竜義	(株)KTEC

厚生委員会 委員名簿

役職	氏名	法人名
委員長	倉又 等	(株)倉富鐵工所
副委員長	小池 健一	(有)小池建木店
委員	下杉 和明	(株)田辺エージェンシー
委員	樋口 浩	(株)黒姫会館

役職	氏名	法人名
委員	中林とも子	(有)友スタッフサービス
委員	藤巻 道隆	(資)藤巻電業
委員	小川 節雄	小川建設(株)

社長さん こんにちは



株式会社 田辺エージェンシー

社長 下杉和明

弊社は昭和五十年に損害保険並びに生命保険の募集代理業として設立いたしました。

損害保険並びに生命保険を取り扱う代理店或いは募集人としてお客様のご希望(ニーズ)を伺い、多種多様な保険の中からお客様にとってより良い選択をして戴くお手伝いをし、より適した保険を提案させて頂きたいと思っております。

その後、高額な医療費を軽減して前向きに治療を受けて戴きたいと、昭和五十八年二月にアメリカンファミリー生命保険(アフラック)



ク)と代理店契約を結び、ガン保険の募集を始めました。折しも、その年の四月より全法連様が福利厚生制度の一つに加えられ、弊社は糸魚川法人会様の同制度の推進代理店としてその役割を担っています。

平成十年頃より保険の自由化、規制緩和等により保険の種類、担保内容等の増加・改善が飛躍的になされ、企業の幅が著しく広がりました。リスクやコストの軽減など、お客様の様々なニーズに沿った的確な提案をすべく、今後とも社員一同一層の努力をして参りたいと思っております。

経済講演会

少子高齢化対策は緊急課題

三月六日、ヒスイ王国館において、一般公開の経済講演会が開催されました。

講師で前糸魚川地域振興局長の安達吉和氏は、「糸魚川の現状と地域振興局の重点施策」と題して講演し、「糸魚川ジオパークは、この地域の大きな勲章であり、そのネットワークは大きな財産」と語る一方、「少子高齢化対策は緊急課題」と語りました。

万が一の時に備えて講習

七月十日、糸魚川市防災センターにおいて救急救命講習会が開催され、十八名が参加しました。

AEDの操作方法を中心に心肺蘇生の手順や気道異物の除去の仕方、また、出血に対する応急手当等について講習を受けました。



第二回税務研修会

七月二十四日、ヒスイ王国館において税務研修会が開催され三十五名が参加しました。

糸魚川税務署上席国税調査官松岡圭吾氏の解説に基づき、平成二十五年一度税制改正のあらましや、消費税法改正等について研修しました。



税制改正のあらまし

各支部活動報告

糸魚川支部



支部長
山下 建夫

◆講演会に二百名が参集

五月九日、ピーチホールがたまにおいて、通常総会が開催され、平成二十四年度事業報告・収支決算報告、ならびに平成二十五年度事業計画案・収支予算案、規約の一部変更案、役員選任案が審議され、すべて承認されました。

総会後、早稲田大学大学院教授で、元三重県知事の北川正恭氏を講師に、「地方から国を変える・糸魚川ジオパーク運動」と題して一般公開講演会が開催され、二百名が聴講しました。



能生支部



支部長
中村 康司

◆支部長に中村康司氏が就任

四月十二日、能生商工会館において通常総会が開催され、平成二十四年度事業報告・収支決算報告、ならびに平成二十五年度事業計画案・収支予算案のすべてを承認し、新役員を決定いたしました。

総会終了後には、大和証券ウエルスマネジメント部の山本高之氏による「相続税増税に備えた事業承継対策」をテーマとした講演会が開催され、相続税の増税改正に伴う事業承継の在り方や、上手な承継の仕方について、判り易く解説されました。



青海支部



支部長
佐藤 元春

◆支部長に佐藤元春氏が就任

四月二十六日、青海町商工会館において通常総会が開催されました。

公益法人化に伴う規約改正等、提出された議案はすべて原案通り承認・決定されました。また、佐藤元春支部長をはじめ九名の役員が選出され、今後の支部活動にあたることとなりました。

当日は、記念講演会も併せて開催され、えちごトキめき鉄道(株)の嶋津忠裕社長から、新幹線開通に伴う在来線への影響や在来線からの「しかけ」等、新しい町づくりの参考となる大変興味深い話を拝聴しました。



青年部会

更なる発展を期したい

部長 猪又一義



本年度より青年部長を仰せつかりました猪又一義で

〔研修会〕

「誰もが講師に」をめざして

三月二十一日、月徳飯店において、租税教室の講師育成を目的とした研修会が開催されました。

講師を担ってきた役員から授業の進め方や解説のポイント等について実践方式で説明がされ、講師未経験の部員は真剣に聞き入っていました。



す。

部員の皆様をはじめ関係各位のご支援・ご協力を頂きながら努めて参りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、今年度の活動として、小学生を対象とした租税教室をはじめ、企業経営に資する各種研修会や企業見学、また部員相互の交流と研鑽、そして親睦を目的とした懇談会等、昨年度までの活動を基軸に、更なる

発展を期したいと心していらっしゃる所です。

四十二名の部員でスタートしますが、とりわけ租税教室につきましては、できるだけ多くの部員がこれまでに以上に参加できるように取り組み、会全体でのスキルや資質の向上をめざしていきたいと考えております。また部員企業の発展、そして地域社会への貢献活動に對しても、微力ながら努めて参る所存です。

新入会員

社会福祉法人 奴奈川福祉会

代表者 藤巻 道夫
住 所 糸魚川市大字大野129
TEL 552-8101
FAX 552-7821

口座開設のお知らせ

ひすい農業協同組合の口座を開設いたしました。年会費の口座振替などにご利用下さい。

糸魚川支店 (普通) 0030205
青海支店 (普通) 0012653
能生支店 (普通) 0015241

口座名義: 公益社団法人
糸魚川法人会
会長 鈴木秀城

平野前会長の

労苦を慰労



七月十二日、料亭鶴来家において、平野拓二前会長の退任慰労会が開かれました。

平野前会長は、「微力ながら会長職を務められたのも皆様方のお力添えがあったればこそ、本当にありがとうございます」と挨拶されました。



女性部会

楽しい部会づくりを努めます

部長 山澤 任子



非力ではありますが、今年度より部長をお引き受けいたしました。副部長には、再任された新保照代さんと小嶋ます子さん、そして新しく樋口佐登子さんに加わっていただきスタートしました。今年度の税に関する活動

では、昨年同様「税を考える週間」における街頭広報活動として、税務署職員の方々とともにチラシ配付を行い、また「税に関する絵はがきコンクール」の募集と、応募作品の展示等を、引きつづき実施してまいります。

また、女性の立場から、経営の一翼を担うものとしての意識を高めるとともに、部員相互の親睦を深め、皆様のご協力を頂きながら、楽しい部会づくりに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

女性部会二月例会

三月五日、ヒスイ王国館において、在日外国人の方々の想いや悩みを理解することをテーマに二月例会(研修会)が開催されました。

糸魚川国際人材サポー

ト協会の会員で、中国出身の白鶴(バイゲ)さんの、日本における生活で困ったことや、理解してほしいこと等々の体験談に耳を傾けました。



蓮池薫氏の講演に胸打たれる

六月四日、小千谷市産業開発センターにおいて、県連女性部会の合同セミナーが開催され、山澤任子部長ほか三名と局長が参加しました。

ネットワーク協議会合同セミナー



記念講演に招かれた拉致被害者の蓮池薫氏は「夢と絆」と題して講演し、「拉致問題は、奪い去られ断ち切られた家族や友人との絆を取り戻すこと」と熱く語りかけました。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の提出が必要です。
※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

最高5,000円の税額控除 添付書類の提出省略 還付金がスピーディ



法人会 は 法人会 は 会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

消費税法改正のお知らせ

平成25年3月
国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

1 消費税収入の用途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。
 （注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。
 ※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○ 制度の概要

その事業年度の基準期間^(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

①	その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること。

○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

4 任意の中間申告制度の創設

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主な経過措置の概要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。
 （注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容	
<p>① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。